

「総合特区制度」に関する提案募集要項

内閣官房 地域活性化統合事務局

1. 趣旨

(1)「総合特区制度」について

政府では、「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」(H22.6.18 閣議決定)に基づき、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する「総合特区制度」の創設を予定しています。今回、この「総合特区制度」の制度設計を行うため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等について、新たな提案(アイデア)を募集します。

※ 詳細については、[5. 制度の概要と募集内容](#) をご参照下さい。

(2)今回の提案募集の趣旨

今回の総合特区に係る提案募集は、これまでの地域活性化策が、国であらかじめ設定した支援策に地域を誘導したり、地域も国の支援を受けることが目的化した面があるのではないかとの反省に立ち、まず、地域においてとるべき戦略を主体的に検討いただき、それを実行する上でのボトルネックや必要な支援措置を抽出していただくものです。

※ 今回の募集は、制度創設を行う上での新たなアイデアを募集するものであり、今後の指定、認定等の措置に直結するものではありません。

2. 提案の主体

今回の「総合特区制度」に係る提案については、地方公共団体(都道府県、市区町村)、民間法人、NPO等からの提案を募集します。単独提案・共同提案のいずれも可能です。(提出された提案については、原則として当事務局において公表させていただきます。)

3. 募集期間

平成22年7月20日(火)から平成22年9月21日(火)まで

※ 提案の熟度が高いもの等については、平成22年7月30日(金)までに「仮提出」を行うことができます。

(仮提出頂いた内容は、概算要求等に反映することを想定しています。仮提出後の追記・修正等も可能ですので、様式や記載内容が未確定の段階であっても、積極的にご提出下さい。)

※ 詳細については、[10. 募集締切等](#) をご参照下さい。

4. 提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局内 総合特区提案募集担当

<住所> 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 7階

<電話> 03-3539-2089 / 5510-2143

<メール> sogotoc@cas.go.jp

※郵送及びメールにより提出願います。

5. 制度の概要と募集内容

「総合特区制度」として想定しているものには、「国際戦略総合特区(仮称)」と「地域活性化総合特区(仮称)」があります。それぞれの概要と、今回募集する提案の内容は以下の通りです。

(1) 「国際戦略総合特区(仮称)」

①制度の概要

「国際戦略総合特区(仮称)」は、我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を対象とし、我が国経済の成長エンジンとなる産業、外資系企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込むことを予定しています。

②募集する提案の概要

「国際戦略総合特区(仮称)」については、以下の事項についての提案を募集します。

- i) 「選択と集中」の考え方に基づき重点化する分野
- ii) 「国際戦略総合特区(仮称)」により目指す地域の戦略及び必要な取組・事業
- iii) 当該地域での ii) の実現による我が国の国際競争力向上や経済成長への寄与
- iv) 実現に向けた実施主体・運営主体の機能・役割
- v) 併せて地域が独自で行う(行ってきたものを含む)取組・事業
(独自の規制強化、税制措置、助成等、地域のコミットメントを明らかにするような取組・事業)
- vi) 必要な規制の特例措置並びに税制、財政、金融上その他の支援措置

(2) 「地域活性化総合特区(仮称)」

①制度の概要

「地域活性化総合特区(仮称)」は、全国で展開し、地域の知恵と工夫を最大限活かし、地域の自給力と創富力を高めることにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図るため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じることを予定しています。

②募集する提案の概要

「地域活性化総合特区(仮称)」については、以下の事項についての提案を募集します。

- i) 「地域活性化総合特区(仮称)」により目指す地域の方向性及び必要な取組・事業
- ii) 当該事業による、持続可能で自立した地域の発展への寄与
- iii) 実現に向けた実施主体・運営主体の機能・役割
- iv) 併せて地域が独自で行う(行ってきたものを含む)取組・事業
(独自の規制強化、税制措置、助成等、地域のコミットメントを明らかにするような取組・事業)
- v) 必要な規制の特例措置並びに税制、財政、金融上その他の支援措置

6. 提案書の記載方法

提案書の様式は別紙様式1-1、1-2及び2の通りです。なお、検討の素材となるようなイメージを示した参考資料について、当事務局ホームページ等を通じて別途公表する予定です。

- 別紙様式1-1 国際戦略総合特区(仮称)に係る提案及び必要な取組・事業
 - 別紙様式1-2 地域活性化総合特区(仮称)に係る提案及び必要な取組・事業
 - 別紙様式2 取組・事業に必要な規制の特例措置並びに税制、財政、金融等の支援措置
- ※ 別紙様式2は、国際戦略総合特区(仮称)、地域活性化総合特区(仮称)とも共通です。
- ※ これらに加え、提案の内容を補足する参考資料についても、積極的に添付願います。(様式自由)

7. 提案にあたっての留意事項

(1)「国際戦略総合特区(仮称)」に関する提案に係る留意事項(別紙様式1-1)

「国際戦略総合特区(仮称)」に関する提案にあたっては、別紙様式1-1の①～⑦について、以下の点に留意しつつ、できるだけ具体的に記載して下さい。また、具体的に説明するための参考資料を積極的に作成願います。

- ① 関連する分野
 - ・「選択と集中」の考え方にに基づき、当該地域において重点化する分野を明確にして下さい。
(分野のイメージ…医療、農業、環境、観光 等)
 - ・複数の分野に係る提案をする際は、分野が相互に関連する場合を除き、分野ごとに提案して下さい。
- ② 当該分野に係る現状と課題並びに地域の現状と課題並びに国際戦略総合特区(仮称)により目指す地域の戦略
 - <留意事項> ・地域のポテンシャルや資源(産業、インフラ、ネットワーク、人材、地理的条件など)の現状や国内外における位置づけ
 - ・「選択と集中」の考え方にに基づき、重点化する分野と目標の明確化
- ③ ②の戦略の実施が我が国の国際競争力向上や経済の成長に寄与することの理由
 - <留意事項> ・ビジョンの実現が当該地域の成長にとどまらず、日本経済の成長につながるシナリオ
- ④ ②の戦略を当該地域で実施する必要性
 - <留意事項> ・地域のポテンシャルや資源を踏まえ、提案地域で当該戦略を実施する必然性、必要性
- ⑤ ②の戦略の実現に向けた実施主体・運営主体の機能・役割

<留意事項> ・地域の戦略の実現に必要なと考えられる新たな主体の機能・役割・権限
・複数の主体間の役割分担

※ 主体となる組織のイメージ(法人・団体等の組織形態、構成員、関係者等)、実施主体の持つべき権能・権限等がわかるように記入して下さい。

⑥ ②の戦略の実現に必要な取組・事業

<留意事項> ・地域の戦略や工程との関係の明確化

⑦ ②の戦略の実現のため、地域が独自で行う(行ってきた)取組・事業

<留意事項> ・独自の規制強化、税制措置、助成等、地域のコミットメントを明らかにする様な取組・事業

※ 地方公共団体、民間主体等による、取組・事業への資金、人材、施設等の各種リソースの提供や責任分担の状況がわかるように記入して下さい。

(2)「地域活性化総合特区(仮称)」に関する提案に係る留意事項(別紙様式1-2)

「地域活性化総合特区(仮称)」に関する提案にあたっては、別紙様式1-2の①～⑤について、以下の点に留意しつつ、できるだけ具体的に記載して下さい。また、具体的に説明するための参考資料を積極的に作成願います。

① 地域の現状と課題並びに地域活性化総合特区(仮称)により目指す地域の方向性

<留意事項> ・地域のポテンシャルや資源(産業、インフラ、ネットワーク、人材、地理的条件など)の現状と課題や周辺地域における位置づけの明確化

② ①の実現による持続可能で自立した地域の発展への寄与

<留意事項> ・地域資源を最大限活用した分散自立型、地産地消型社会の構築
・先導性、先進性、他地域へのモデルの波及等

③ ①の実現に向けた実施主体・運営主体の機能・役割

<留意事項> ・地域の目指す方向性の実現に必要なと考えられる新たな主体の機能・役割
・「新しい公共」との連携も含めた、複数の主体間の役割分担

※ 主体となる組織のイメージ(法人・団体等の組織形態、構成員、関係者等)、実施主体の持つべき権能・権限等がわかるように記入して下さい。

④ ①の実現に必要な取組・事業

<留意事項> ・地域の方向性や必要な施策との関係の明確化

⑤ ①の実現のため地域が独自で行う(行ってきた)取組・事業

<留意事項> ・独自の規制強化、税制措置、助成等、地域のコミットメントを明らかにする様な取組・事業

※ 地方公共団体、民間主体等による、取組・事業への資金、人材、施設等の各種リソースの提供や責任分担の状況がわかるように記入して下さい。

(3)「国際戦略総合特区(仮称)」及び「地域活性化総合特区(仮称)」に関する提案の共通の留意事項(別紙様式2)

① 規制の特例措置と税制、財政、金融上の支援措置が、パッケージとして一体的に効果を発揮することがわかるように記載して下さい。

イ. 全国展開を前提とせず、適用する地域を限定・深掘りした規制の特例措置についても検討の対象とする予定です。(特に「国際戦略総合特区(仮称)」に関しては積極的にご提案下さい。)

ロ. 地域における先進的なチャレンジのための、規制強化等の地域の「覚悟」を示す取組と併せた支援措置の適用についても検討の対象とする予定です。

② 個別の特例措置、支援措置の提案にあたっては、進めようとしている取組・事業との関係を明確にした上で、提案のニーズ、内容、背景、効果等をできる限り具体的に記載して下さい。

イ. 例えば、規制の特例措置により、どの様な事業が可能となるのか、逆に、現在の規制によってどの様な事業ができないのか、具体的なニーズに基づいて記述して下さい。

ロ. どの様な規制の特例措置が必要なのか、単に規制を廃止するというだけではなく、どの様な規制に変えればよいのか等を記載して下さい。

ハ. 税制、財政、金融上の支援措置についても、単に支援をするというだけではなく、必要な支援の具体的な内容を記述するとともに、支援措置の費用対効果を踏まえ、最も効果的、効率的となっているか記載して下さい。

③ 規制の特例措置について、構造改革特区等で過去に提案されたものと同様の提案を行う際には、実現の可能性を高めるためにも、これまで関係省庁から示された回答や関連の委員会等での議論を踏まえた内容の提案をお寄せ下さい。

イ. 過去の提案と同様の提案を行う際には、関係省庁からの反論や懸念事項に対する具体的な解決方法等を明らかにして下さい。

ロ. 過去の構造改革特区の募集において実現できなかった事項であっても、過去の提案とは異なる視点からのアプローチにより、当初の目的の達成が可能となる場合もありますので、様々な視点からご検討下さい。過去の募集における関係省庁の回答等は、構造改革特別区域推進本部ホームページでご覧になることができます。(URL: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>)

また、類似する過去の提案についての関係省庁とのやりとりについてご覧になりたい場合には、**11. 連絡先**にご相談下さい。

ハ. 規制の特例を設け、又は規制を緩和することにより、想定される弊害がある場合は、その弊害に対する予防措置(代替措置)も併せて提案することもご検討下さい。

予防措置(代替措置)の例(構造改革特区提案の事例)

【例1】規制を緩和した場合に考えられる××の弊害については、本市において〇〇を行うことにより弊害の発生を予防することが可能と考えられます。

【例2】特区内における「どぶろく」の小規模製造を可能にした場合において、①農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料とすることにより製造コストが抑えられること、②特区内で酒税法違反が起きないよう地方公共団体が制度内容の広報等を積極的に行うことにより、酒税を適正かつ確実に回収することができます。(実際、このように代替措置があったことにより「どぶろく特区」が実現しました。)

ニ. 規制の所在が明確ではない場合には、提案の実現の可能性を高めるためにも、お気軽に **11. 連絡先**にご相談下さい。

8. ヒアリング及び現地調査

受け付けた提案については、必要に応じ、提案内容や取組・事業の詳細、地域のコミットメントの状況等について、当事務局職員により、電話またはメールによる問い合わせやヒアリングをさせていただきます。なお、ヒアリングに際しては、地域の関係者の見解を伺うため、現地でのヒアリングや現地調査を行うこともありますので、ご協力の程をお願い致します。

なお、ヒアリング等に際しては、提案内容の詳細として、例えば以下の様な内容についてお伺い

することを想定しております。(必要に応じ、これ以外の内容についてもお伺いします。)このため、提案に際しては、あらかじめ、併せて検討頂きますようお願い致します。

- ① 各取組・事業の実施主体・運営主体の組織イメージ(法人・団体等形態、構成メンバー、関係者等)や、実施主体等に移譲されるべき権能・権限等
- ② 「別紙様式1-1、1-2」に示す取組、事業ごとの、「別紙様式2」におけるそれぞれの特例措置、支援措置の必要性
- ③ 「別紙様式2」におけるそれぞれの特例措置、支援措置により見込まれる具体的効果
- ④ 「税制上の支援措置」に関し、「特例措置の適用される区域」「適用見込件数」「1件あたりの概算減税額」
- ⑤ 「財政上の支援措置」に関し、「実施見込件数」「概算事業費」「既存の類似予算制度及びそれを活用しない(できない)理由」
- ⑥ 「金融上の支援措置」に関し、「概算金融支援額」「既存の類似予算制度及びそれを活用しない(できない)理由」

9. 提案書の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出して下さい。

(1) 郵送等による配達又は持参の場合

① 提案書2部 及び ②電子媒体1式を提出

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「総合特区提案書在中」と朱書きして下さい。

① 提案書 2部

【留意事項】

- イ. 提案書は、片面印刷して下さい(両面印刷は避けて下さい。)
- ロ. 全ての書類(提案書、参考資料)はダブルクリップで綴じて下さい(ホチキスや外れやすいクリップは避けて下さい。)
- ハ. オリジナルの原稿がA4サイズではない参考資料は、必ずA4サイズに縮小(拡大)したものを添付して下さい。(別紙様式1-1、1-2及び2は、記載量に応じ、A3サイズでも結構です。)
- ニ. 提案書、参考資料の順番にクリップ留めして下さい。

② 提案書<電子データ>を保存した電子媒体(FD、MO 又は CD-R) 1式

【留意事項】

- イ. 電子媒体には、次の様にラベルを付して下さい。
「提案主体名 提案名」(例:〇〇町 □□特区)
なお、「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として、提案様式に記載されている者又は団体の名称を記載して下さい。
- ロ. 電子媒体に保存する提案書の電子データのファイル名は、次の様に付して下さい。
「提案主体名 提案名(別紙〇)」(例:〇〇町 □□特区)
「提案主体名」、「提案名」は、イと同様に記載して下さい。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で電子媒体に保存して下さい。

(2) 電子メールの場合(データ容量 2M バイト未満の場合に限ります。)

提案書<電子データ>一式を添付して提出

※ 提案書及び参考資料の全てのファイルを添付して【sogotoc@cas.go.jp】まで送付して下さい。

また、当方より到着した旨のご連絡はしておりませんので、送付後に念のため、地域活性化統合事務局(TEL 03-3539-2089/5510-2143)に確認のご連絡をいただければ幸いです。

【留意事項】

- イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「総合特区提案書送付 提案主体名」と記載して下さい。
(例:総合特区提案書送付 ○○町)
「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている者又は団体の名称を記載して下さい。
- ロ. 提案書の電子データのファイル名は、次の様に付して下さい。
「提案主体名 提案名」(例:○○町 □□特区)
「提案主体名」は、イと同様に記載して下さい。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で、提案書と併せて送信して下さい。
- ニ. 添付ファイルの合計容量は最大で 2M バイト未満になるようにして下さい(システム上、2M バイト以上のメールについては受け付けられないことがありますので、ご注意下さい。)

10. 募集締切等

提案については、**3. 募集期間** の最終日までに当事務局担当者宛に届くよう送付願います。

また、提案の熟度が高いもの等については、平成22年7月30日(金)までに「仮提出」することができます。

※ 仮提出にあっても、**9. 提案書の提出方法** で定めた方法により提出願います。

※ 仮提出した提案については、**3. 募集期間** の最終日までに、内容や項目について自由に変更することができます。(提出を取りやめることも可能です。)

※ 仮提出頂いた提案については、原則として当事務局において公表させて頂く予定ですが、公表を望まれない場合は、その旨併記下さい。

※ 仮提出頂いた内容は、概算要求等に反映することを想定しています。様式や記載内容が未確定の段階であっても、積極的にご提出下さい。

11. 連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

【地域活性化統合事務局 総合特区制度担当】

電子メール:sogotoc@cas.go.jp

電話: 加藤・田中(03-3539-2089) 小浪・藤原(03-5510-2143)

※問い合わせはできるだけ電子メールをご利用下さい。